

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年9月11日

国土交通省北海道開発局
函館開発建設部長 加納 民雄

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 自動販売機（清涼飲料水）の営業のための庁舎の使用許可を希望する者の公募
- (2) 業 務 内 容 職員及び来庁者の利便に資することを目的に物品提供等の営業のため、国有財産を借り受け、飲料水の自動販売機を設置し営業を行う。
詳細は入札説明書等による。
- (3) 使用許可条件 原則、国有財産使用許可書によるものとする。
使用者は、建物使用料（年間分）及び物件に付帯する光熱水料等の経費を負担しなければならない。
- (4) 使用許可期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。
期間経過後、一度に限り更新可（継続は最長10年間）
- (5) 対象施設 注）公募は以下①～②の対象施設毎に行う。
 - ① 八雲道路事務所
 - 1) 所 在 地 北海道二海郡東雲町23番地
 - 2) 設 置 台 数 1台（清涼飲料水）
 - 3) 使用可能面積 1.80㎡以内（幅2.0m×奥行き0.9m）
 - 4) 在 勤 者 数 20名（令和8年9月1日現在）
 - 5) 年間売上本数 約1,500本（令和5年度～令和7年度 3か年平均）
 - ② 函館港湾事務所
 - 1) 所 在 地 北海道函館市海岸町25番7号
 - 2) 設 置 台 数 1台（清涼飲料水）
 - 3) 使用可能面積 1.71㎡以内（幅1.9m×奥行き0.9m）
 - 4) 在 勤 者 数 33名（令和8年9月1日現在）
 - 5) 年間売上本数 約3,300本（令和5年度～令和7年度 3か年平均）
- (6) 入 札 方 法 本件は、提案書を含む申請書等書類及び入札書を提出し、施設使用料以外の要素と、施設使用料を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。
なお、本件は、入札及び書類の提出を紙入札方式で行う案件である。

2 入札参加に必要な資格等

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 入札説明書及び申請書等の交付を受けた者であること。
- (9) 下記、申請書等書類が提出できること。
 - ① 自動販売機(清涼飲料水)営業申請書(対象施設毎に作成)
 - ② 会社等概要
 - ③ 過去3年間の社会的信用失墜行為の有無
 - ④ 過去3年間の保健所からの指導事項及び改善措置状況
 - ⑤ 法人税(法人の場合)、所得税(個人の場合)、消費税及び地方消費税に係る納税証明書(その3)
 - ⑥ 法人の場合は商業登記簿謄本、個人の場合は身分証明書(市町村発行)及び成年被後見人・被保佐人に「登記されていないことの証明書」(法務局発行)
 - ⑦ 暴力団排除に関する誓約書
 - ⑧ 提案書(A4判任意様式とする。)

3 落札者の決定方法

入札参加者は、入札書及び提案書など申請書類をもって入札をし、総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

また、入札金額については、函館開発建設部が設定する使用料以上であることを競争参加の条件とする。

4 使用許可条件を示す場所等

- (1) 申請書等書類の提出場所及び当該入札等に関する問合せ先
〒040-8501 北海道函館市大川町1-27
北海道開発局 函館開発建設部 総務課 坂本・大我
電話 0138-42-7579 FAX 0138-40-3619
電子メールアドレス hkd-hk-kousei81f@mlit.go.jp
- (2) 入札説明書、申請書等書類及び総合評価基準の交付期間、交付方法
交付期間：令和8年9月11日(金)から令和8年10月1日(木)までの土曜、日曜及び祝日を除く平日の9時00分～16時00分まで
交付方法：電子メールにより交付する。4(1)のFAX又は電子メールアドレス宛に、件名、会社名、住所、担当者氏名、電話番号、交付先電子メールアドレスを記入して申し込むこと。
- (3) 申請書等書類の提出期限等
2 (9)に記載した申請書等書類は、下記期限までに紙媒体により4(1)まで提出すること。
なお、提出に当たっては、持参又は郵送等(郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する信書便(信書便にあつては送達記録のあるものに限る。)をいう。以下同じ。)の方法により提出すること。

提出期限：令和8年10月1日（木）16時00分まで（必着）

（4）入札参加資格確認の通知

入札参加資格の確認通知については、令和8年10月14日（水）までに文書で通知する。

（5）入札書の提出場所及び提出方法

令和8年10月19日（月）16時00分までに、紙媒体により持参又は郵送等により4

（1）へ提出すること。

入札額は、1年間の使用料総額とし、消費税及び地方消費税相当額を含めた額とするが、入札金額について1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を入札額とすること。

（6）開札の日時及び場所

日 時：令和8年10月20日（火）14時00分

開札場所：函館開発建設部 総務課会議室

5 その他

（1）手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金：免除する。

（3）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札の条件に違反した者のした入札又は入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。

（4）契約書作成の要否：否（ただし、国有財産使用許可書を通知）

（5）申請書等及び入札書は、郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項に規定する信書に該当するため、宅配便（受取人の所在地に直接送達される小口貨物をいう。）による送付はできないので、注意すること。

（6）応募者がいない場合又は落札者が決定しない場合は、国土交通省共済組合北海道開発局支部として飲料水自動販売機設置の必要性を検討し、共済組合による経営委託公募手続に移行する場合がある。

（7）落札者は、入札結果通知後、速やかに国有財産使用許可申請を行うこと。なお、使用許可申請面積は、本入札において申請された使用面積とする。

（8）国有財産使用許可を得て営業を開始した場合、使用料及び自動販売機で使用する電気料を徴収する。

（9）使用料は、契約初年度は入札金額とする。次年度以降については改めて通知する。

（10）電気料は、申請者負担で個別メーターを設置し、使用料相当額を負担すること。